

SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラムに関する基本協定

東京都（以下「甲」という。）及びSusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム実行委員会（以下「乙」という。）は、国内外のスタートアップ、投資家、大企業、自治体などの多様な参加者が出会う場を提供し、社会・経済的インパクトが大きいビジネス、オープンイノベーションが生まれる可能性を創出するため実施する「SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム（以下「本プログラム」という。）」について、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、グローバルスタートアッププログラムには、SusHi Tech Tokyo 2024 に向けて実施する関連プログラムを含むものとする。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙が、相互に協力・連携し、本プログラムを実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から乙が解散するまでの間とする。

（事業内容）

第3条 国内外のスタートアップ、投資家、大企業、自治体などの多様な参加者が出会う場を提供し、社会・経済的インパクトが大きいビジネス、オープンイノベーションが生まれる可能性を創出することを目的とし、第6条に規定する年度ごとの「SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム実施に関する年度協定」（以下、年度協定という。）に定める「事業計画書」及び「収支予算書」に基づき本プログラムを実施する。

（役割分担）

第4条 甲又は乙は、本プログラムの実施に当たって、それぞれ次に掲げる業務を分担する。

（1）甲の業務分担

- ア 事業の企画及び実施等の助言に関すること
- イ 甲の媒体を使用した広報に関すること
- ウ 乙の活動場所の提供
- エ 負担金の支出
- オ その他甲が必要と認めること

（2）乙の業務分担

- ア 事業の企画及び実施等に関すること
 - イ 実行委員会の運営に関すること
 - ウ その他乙が必要と認めること
- 2 乙は、自己の分担業務について、第三者に委託できるものとする。

(費用負担等)

第5条 本プログラムに関する費用の負担は、「収支予算書」に基づき乙が負担する。

- 2 甲による費用負担（以下、「負担金」という。）の上限額は、次条に規定する年度協定においてそれぞれ定めるものとする。甲は、負担額について各年度の予算額の範囲内で負担するものとする。
- 3 本プログラムの実施において、乙は、民間事業者からの協賛金等を乙の収入として充当することができる。
- 4 乙が解散するときに存する残余財産は、甲の負担金の残余として甲に還付する。
- 5 本プログラムに係る費用の精算の結果、欠損金が生じたときは甲乙で協議するものとする。

(年度協定等)

第6条 甲及び乙は、各年度において年度協定を締結し、以下の事項を定める。なお、令和5年度の年度協定の期間は、協定の締結の日から令和6年3月31日までとし、令和6年度の年度協定の期間は、令和6年4月1日から乙が解散するまでとする。

- (1) 当該年度における本プログラムの実施に向けた事業実施内容
- (2) 当該年度における収支予算及び甲負担金の上限額
- (3) その他必要な事項

- 2 甲及び乙は、本協定及び年度協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別途協定を締結することができる。

(経理)

第7条 乙は、本プログラムに関して専用の口座を開設するとともに他の事業から区分して会計を設け、経理を明確にしなければならない。

- 2 乙は、本プログラムに係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、常に経理状況を明らかにするとともに、乙が解散後は甲に適正に引き継ぐものとする。
- 3 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、本プログラム終了後5年間保管するものとする。
- 4 甲は乙に対し、いつでも前項に定める経理に係る帳簿等の閲覧を求めることができる。

(実績報告及び検査)

第8条 乙は、本プログラムが完了したときは、甲に対し必要な実績の報告を行う。

2 乙は、甲からの求めに応じて、実績報告が本協定の内容に適合することを確認するための検査に対応するものとする。

(事務処理状況の調査)

第9条 甲は、必要と認めるときは乙の事務処理状況を調査することができる。

2 甲は、前項の調査に当たり、第7条第2項に定める帳簿その他の関係書類等の提出を乙に求めることができる。

(解除及び負担金の返還)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲及び乙は本協定を解除することができる。この場合において、実費に係る負担を除き、甲は乙に対し支払った負担金の一部又は全部について返還を求めることができる。

(1) 甲又は乙が本協定書の各条項に著しく反したとき

(2) 甲において、公益上の見地から本プログラムを中止する必要性が生じたとき

(3) 乙の本プログラムの実施上、ふさわしくない行為があったとき

(4) 天変地異などの影響によりやむを得ず中止する場合

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき、本協定を解除したため本協定の相手方に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(中止・延期)

第11条 前条第1項に規定された場合以外に甲及び乙が本プログラムの中止又は延期を希望する場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(延滞金及び違約加算金)

第12条 甲が第10条の規定により乙に負担金の返還を求めた場合において、乙がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付する。

2 第10条第1項第1号から第3号までに該当し、本協定を解除して、甲が乙に負担金の返還を求めた場合においては、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該負担金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付する。

(延滞金の計算)

第 13 条 甲が前条第 1 項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(損害賠償責任)

第 14 条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないため本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。

2 本プログラムの実施に当たり、乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償する責を負うものとする。

3 甲は、前項の規定により乙が損害を賠償した場合において、乙に負担させることが不相当であると認めるときは、その全部又は一部について、乙からの求償に基づき負担することができる。

(緊急時の対応)

第 15 条 甲及び乙は、本プログラムの実施期間中、運營業務の実施に関連して事故、災害、その他の緊急事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合に備え、対処に関する体制の整備その他必要な措置に関する事項を定めなければならない。

2 甲及び乙は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

3 緊急事態が発生した場合は、甲及び乙は、事故等の原因調査に当たらなければならない。

4 乙は、前項の調査結果について、速やかに甲に報告するものとする。

(暴力団等の排除)

第 16 条 乙は、乙が締結する売買、賃借、請負その他の契約に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）が介入することのないよう十分留意するとともに、暴力団等反社会的行為者を排除する措置を講ずること。

2 乙は、本プログラムの運營業務を実施するに当たり、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団又は暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 甲に報告すること。
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(守秘義務)

第 17 条 甲及び乙は、本プログラムの実施に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第 18 条 甲及び乙が、分担業務により取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とし、他人に漏らしてはならない。運營業務終了後においても同様とする。

- 2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、国内外の関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
- 3 甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。
- 4 甲及び乙は、本プログラムに係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

(裁判管轄)

第 19 条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(権利の帰属)

第 20 条 本プログラムの実施により得られる成果・著作物に対する著作権は、乙に帰属するものとし、乙が解散後は甲に適正に引き継ぐものとする。

- 2 甲及び乙並びに乙の構成員は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、本件による乙の保有成果物を利用できるものとし、乙は別途料金を請求しないものとする。
- 3 乙が解散するときに存する乙を所有者とする有形及び無形の財産は、別段の定めがない場合、乙が解散後は甲に適正に引き継ぐものとする。

(印刷物の作成)

第 21 条 乙は、甲の共催・後援名義等の印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(協定の変更)

第 22 条 甲及び乙は、運營業務の内容等を変更する必要があるとき又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不適當となった場合は、協議の上本協定を変更することができる。

(契約管理委員会の設置)

第 23 条 乙は、本プログラムにおける契約の公正性及び透明性を確保することを目的として、「契約管理委員会」を設置するものとする。契約管理委員会の組織及び運営に関する詳細は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(補則)

第 24 条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、その都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

協定締結の証として甲と乙とは、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

令和 5 年 9 月 13 日

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
甲 東京都
代表者 東京都知事 小 池 百合子

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
乙 SusHi Tech Tokyo 2024 グローバルスタートアッププログラム実行委員会
代表者 実行委員長 宮 坂 学